

二、第三種需用（兼務用需用）

需用部門		区分	用途	例
兼務用需用		甲類	乙類	
字務用需用	事務所用	商店用	公衆浴場用	娯楽場用
学校、研究所、圖書館、博物館、病院その他これに類するもの	官公署、事務所、銀行その他これに類するもの	商店、百貨店、旅館、理髮店、高真儀劇場、茶物店、花屋その他これに類するもの	公衆浴場	娯楽場
			公会堂、劇場、外食券食堂	飲食店、クラブ、遊戯場、待合、貸席、ダンスホール、ヤマバレーその他これに類するもの

三、第三種需用（住宅用需用）

区分	用途	例
甲類	一般住宅用	
乙類	特殊住宅用	寄宿舎、下宿屋、アパート

四、第四種需用（禁止需用）

乙 類	甲 類	区 分
<p>電気製塩、電気ボイラー、広告燈、看板燈、電飾、ネオンサイン（公共用カシ のを除く。）多燈式街路燈、電気冷房装置（作業用及び衛生上必要者ものを除 く。）エレベーター（傷病者運搬用、貨物運搬用及び地上五階以上に於ける のを除く。）エスカレーター（貨物運搬用のものを除く。）</p>	<p>温泉用電熱器、調理用及び湯沸用電熱器、電気風呂用電熱器（公衆浴場用カシ のを除く。）電気温水器</p>	<p>設 備</p>

ニ外

775013

期 分	第 三 月 分	計 畫		實 績		
		() 小 計	合 計	() 小 計	合 計	
第 一 季	第 一 月 分	()	小 計	()	小 計	
		()	小 計	()	小 計	
	合 計					
	第 二 月 分		()	小 計	()	小 計
第 三 月 分		()	小 計	()	小 計	
合 計						
第 二 季	第 四 月 分	()	小 計	()	小 計	
		()	小 計	()	小 計	
	合 計					
	第 五 月 分		()	小 計	()	小 計
第 六 月 分		()	小 計	()	小 計	
合 計						
第 三 季	第 七 月 分	()	小 計	()	小 計	
		()	小 計	()	小 計	
	合 計					
	第 八 月 分		()	小 計	()	小 計
第 九 月 分		()	小 計	()	小 計	
合 計						
第 四 季	第 十 月 分	()	小 計	()	小 計	
		()	小 計	()	小 計	
	合 計					
	第 十一 月 分		()	小 計	()	小 計
第 十二 月 分		()	小 計	()	小 計	
合 計						
合 計						

D

電気使用設備の概要

電気使用設備名	現在使用中の設備			今後使用開始又は増設予定の設備				備考
	容量	箇 数	用 途	容 量	箇 数	用 途	使用開始 予 定 日	
容量合計								
備 考								
この申請書は、真実と相違ありません。 昭和 年 月 日 申請者の氏名又は名称及び印								

備 考

この申請書は、毎四半期開始の二箇月前までに、正本及び副本一通を所轄商工局（電力部）に、副本一通を規則別表(ニ)に掲げる需用部門別主務官庁（主務官庁が二以上あるときは各主務官庁にそれぞれ一通）に提出すると共に、寫をその電気と供給している電気事業者へ送付しなければならぬ。

申請書は工場、事業場別に作成すること。但し、特別として電気事業者から受電する電気使用者Aが電気使用者Bに電気の一部を供給しているような場合には、電気使用者Aが、Bの分を一括した申請書を作成すること。

記載事項は、次の要領によつて記載すること。

- 一、主務官庁は、規則別表(ニ)に掲げる中央官庁（担当部局）を記載すること。
- 二、受電電力は、常時、期間常時、特殊等の別に記載し、なお特殊電力は電気炉用、電解装置用、電気製塩用、電気ボイラー用等の別に記載すること。期間常時電力には受電期間を附記すること。
- 三、需用部門及び用途は規則別表(ニ)の分類に従つて記載し、なお括弧を附して主務官庁（担当部局）名を附記すること。（需用部門が二以上あつて主務官庁を異にする場合において、申請書には全需用部門に関する事項を記載するものとし、各官庁に提出する申請書は、記載事項の同一のものでなければならぬ。
- 四、製品の種類は、主務官庁から指示があつた場合にはその種別により、その他は、適当な種別によつて記載すること。生産高には単位を明記すること。生産高以外の申請書は、生産高を記載する。

申請書を作成すること。

記載事項は、次の要領によつて記載すること。

- 一、主務官庁は、規則別表(ニ)に掲げる中央官庁(担当部局)を記載すること。
- 二、受電電力は、常時、期間常時、特殊等の別に記載し、なお特殊電力は電気炉用、電解装置用、電気製塩用、電気ボイラー用等の別に記載すること。期間常時電力には受電期間を附記すること。
- 三、需用部門及び用途は規則別表(ニ)の分類に従つて記載し、なお括弧を附して主務官庁(担当部局)名を附記すること。(需用部門がニ以上あつて主務官庁を異にする場合において、申請書には全需用部門に関する事項を記載するものとし、各官庁に提出する申請書は、記載事項の同一のものでなければならぬ。
- 四、製品の種類は、主務官庁から指示があつた場合にはその種別により、その他の場合は、適当な種別によつて記載すること。生産高は単位を明記すること。生産業以外の事業である鉄道事業、土木建築業等においては、輸送量、工事量等を生産量に準じて相当欄に記載すること。
- 五、所要電力量欄中、電気製塩用及び電気ボイラー用の特殊電力は、これと区別して記載すること。なお需用部門別、用途別及び主要製品の種類の電力量は、個々に計画装置がない場合でも、使用設備の容量、使用時間等からなるべく正確に推定して分別記載すること。特に、需用部門別には必ず電力量を分別記載すること。
- 六、自家発電電力量は、合計欄において、特に水力によるものと火力によるものに分ち記載すること。なお火力発電によるものは、括弧を附し所要発電用石炭燃費を附記すること。
- 七、普通割当分及び特殊割当分は、それぞれ認可(契約)常時電力(期間常時電力は、その発電期間中は、常時電力に準ずる。)及び認可(契約)特殊電力の範囲内で使用できる電力量を限度とすること。
- 八、前四半期の実績に対しては「所要」とあるのは「使用」と読み替へること。
- 九、電気使用設備は、主要なものは個々に記載し、その他は電動機、電気溶接機、電燈等に分けて一括記載すること。なお今後使用開始又は増設予定の設備は、申請四半期中に使用開始予定のものに附して記載すること。
- 十、備考には、実績電力量に比べ、所要電力量が特に多き場合にはその説明、自家発電がある場合には、計画発電電力量に関する説明等、電気の利用上参考となる事項を記載すること。

様式(二)

(商工省電力局)

電 氣 割 当 証 明 書

(用紙B列5番)

発行官廳		商工局		割当期(昭和 年 第 四 半 期 分)	
電気使用者名		割当番號			
電気使用場所					
受電電力		常時	KW	期間常時	KW
割当電力量		特殊		KW	
種 別	申請割当電力量	割 当 電 力 量		用途又は用途別割当電力量	割当電力量を使用できる期間
普通割当 電 力 量	月分	KWH	月分	KWH	
	月分	KWH	月分	KWH	
	月分	KWH	月分	KWH	
特殊割当 電 力 量	月分	KWH	月分	KWH	
	月分	KWH	月分	KWH	
	月分	KWH	月分	KWH	
そ の 他					
発行年月日		昭和 年 月 日			
割当主任者の官職氏名及び印					
発行官廳名印					

(裏 面)

- 一、この証明書は、電気需給調整規則第六條の規定により、これを発行する。
- 二、電気使用者は、特に次の事項に注意しなければならない。
 - (1) 規則第六條第二項の規定により、この証明書と電気事業者に提示し、且つこの証明書に記載された条件に従って電気を使用すること。

電気使用場所		受電電力		常時	KW	期間常時	KW	特殊	KW
割当電力量		申請割当電力量		割当電力量		用途又は用途別割当電力量		割当電力量を使用できる期間	
普通割当 電力量	種別	月分	KWH	月分	KWH				
		月分	KWH	月分	KWH				
		月分	KWH	月分	KWH				
特殊割当 電力量	種別	月分	KWH	月分	KWH				
		月分	KWH	月分	KWH				
		月分	KWH	月分	KWH				
その他									
発行年月日		昭和		年	月	日			
割当主任者の官職氏名及び印									
発行官廳名印									

(裏面)

- 一、この証明書は、電気需給調整規則第六條の規定により、これを発行する。
- 二、電気使用者は、特に次の事項に注意しなければならない。
 - (イ) 規則第六條第二項の規定により、この証明書を電気事業者に提示し、且つこの証明書に記載された条件に従って電気を使用すること。
 - (ロ) 規則第三條第二項による普通割当電力量は、電気の使用停止その他商工局長の特別の指示ある場合を除き、これをその割当期間内において、なるべく毎日均等に使用すること。
 - (ハ) 規則第三條第二項による特殊割当電力量は、規則第七條の規定により商工局長の指示に基づき電気事業者の通告する条件に従って、これを使用すること。

總理廳令 第三號

商工省令 第六號

電氣供給調整規則の一部之次を以て改正する

昭和二十三年三月十八日

内閣總理大臣名
商工大臣名

第三條第一項第三號中契約容量の下に取附燈数又は契約容量が用途又は使用場所の状況により過大と認められるものについては、商工局長が指定する燈数又は容量によることか下を以て加える

第八條第二項中割当基準又は割当を割当基準割当又は商工局長が割当の基礎となる取付燈数若しくは契約容量を指定したものは燈数若しくは容量に改

第十一條第一項中電氣の使用を電氣の供給又は使用に改める

電氣供給調整規則の一部之次を以て改正する

礎となる取付燈数若しくは受配線量を指定したものは燈数若しくは容量に改

第十一條第一項中「電氣の使用を」電氣の供給又は使用に改める

同條第三項中「電氣使用者を」電氣事業者又は電氣使用者に改め同項に次の但書を加える。

但し電氣の供給又は使用を停止する日又は時間の指定があつた場合において電氣事業者が商工局長の指定する電氣使用者に電氣を供給し又は商工局長が指定する電氣使用者が高圧電氣の指示に従ひ電氣を使用することはさしつかへない。

別表(一)需用部門用途及び主務官廳表中需用部門欄贈償施設撤去用を贈償施設保全撤去用に改め、用途欄日用金屬製品の前記貨物製造をその下主務官廳欄に「大藏省」を加へる。

計 割

この案は、昭和二十一年三月二十一日付で施行す。

總理廳 告示第一号
商工省

昭和二十三年五月 總理廳 告示第四号(電氣供給調整規則による割当基準等
商工省

の件)の一部を次のように改正し、昭和二十三年三月十八日から施行する。但しこの告示の改正により変更される割当は、この告示施行の日以後に行われる豫針の日から適用するものとし、当該豫針の日までの割当は、なを従前の例による。

昭和二十三年三月十八日

内閣總理大臣名

商工大臣名

第五條 規則第十一條第一項の規定により、電氣の供給又は使用を停止する日を指定する場合の段階を別表(五)のように定める。但し第一種需用で計器未取付のため従量制によらない電氣使用者については、この段階によらないことがある。

第二種需用及び第三種需用の電熱器及び定額電燈用の電氣の使用を停止する時間を次のように指定する。

第五條 規則第十一條第一項の規定により、電氣の供給又は使用を停止する日を指定する場合は、段階を別表(五)のように定める。但し第一種需用で計器未取付のため従量制によらない電氣使用者については、この段階によらないことがある。

第二種需用及び第三種需用の電熱器及び定額電燈用の電氣の使用を停止する時間を左のように指定する。

一 電熱器用には午後五時から午後八時まで

一 定額電燈用には、日没後三十分から日没三十分の間

第六條第一項第二号中「電氣の使用を」電氣の供給又は使用に改める。

同條第二項を次のように改める。

規則第十一條第一項の規定による電氣の供給又は使用を停止する時間又は日週何若しくは、半月における使用電力量又は日週何若しくは月の使用最大電力の限度の指定は、前項の規定にかかわらず、東北地方及び本州中央部については、商工局長がこれをを行うことができる。

別表(一)第一号業種別負荷率別表(別表(四)及び別表(五)をそれぞれ次のように改める。

業工織業		業工学化				業工具器機			業工属金		業鉱		業種別 別表(一)	
業工織業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業		
染色織物	研究	農薬	染料	石油	人造石	製塩	硫酸	硝石	硝石	硝石	硝石	硝石	硝石	業種別 別表(一)
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	業種別 別表(一)	
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	業種別 別表(一)	
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	業種別 別表(一)	

業種別
別表(一)

受電電力一キロワット当りの一月間の使用電力量を以て表わす

五十キロワット以上のものを「工業用」未満のものを「家庭用」とする

商工局長の指定する期間に於ては
指し内量とする

業事共公	業林農	業工品料食	業工織業-農	業工学化
<p>新工上通 の 木下信 の 事水放 他 業道不送</p>	<p>業林農 の 業林農 の 業林農 の 業林農</p>	<p>業工品料食 の 業工品料食 の 業工品料食 の 業工品料食</p>	<p>業工織業-農 の 業工織業-農 の 業工織業-農 の 業工織業-農</p>	<p>業工学化 の 業工学化 の 業工学化 の 業工学化</p>
<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>
<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>
	<p>高工局長の指定する期間において 指定の量による</p>	<p>高工局長の指定する期間において 指定の量による</p>	<p>政府又は各料院給公團の所加 するに限り高工局長の指定する 期間において指定の量による</p>	<p>高工局長の指定する期間において 指定の量による</p>

別表(二)第二種需用及第三種需用(割當基準表)
 第一種需用(業務用需用)

類別	契約種別	契約細別	電力量	割當	基準
甲類	従量電燈	普通電燈	契約電燈數十燈以上の場合は一燈に二五キロワット以上五分の分は一燈に二五キロワット時 但し二十キロワット時と最低限度とする	一般地域	長時間電燈地域 一般地域の三五キロワット時と三五キロワット時と最低限度とする 但し二五キロワット時と最低限度とする
	大口電燈	綜合電燈	綜合電燈は普通電燈の場合と同様電氣機等三電機等を除く一分は契約電力量一キロワットに三三キロワット時	一般地域	一般地域の六十キロワット時と七十キロワット時 諸県の電燈は 一般地域の七十キロワット時と八十五キロワット時と最低限度とする
	綜合電力		契約電力量一キロワットに三七十キロワット時	一般地域	一般地域の同様
	小口電力		契約電力量一キロワットに三三十キロワット時	一般地域	一般地域の同様
	定額電燈		商店用百貨店を除く一キロワット以上の契約電力量は総電力量百ワットとし、告示改正時の取付総電力量百ワットを超過する場合は告示改正時の取付電力量とする	一般地域	一般地域の同様

商店用百貨店を除く一キロワット以上の契約電力量は総電力量百ワットとし、告示改正時の取付総電力量百ワットを超過する場合は告示改正時の取付電力量とする

一般地域同様

大口電燈

綜合電力

小口電力
定額電燈

乙類
従量電燈
普通電燈

契約容量一キロワット以上一五キロワット以下

契約容量一キロワット以上一七キロワット以下

契約容量一キロワット以下一三キロワット以下

商店用自賃志を除く以外は総容量百ワット

但し告示改正時の取付総容量百ワットを超え
る場合は告示改正時の取付総容量

商店用百貨店を除くは総容量百ワット以下

告示改正時の取付総容量百ワットを超え

百ワット以下は告示改正時の取付総容

量百ワットを超えたる場合は総容量百ワット

以下を既設の計器未取付のものは石炭

燈に限り難燃のものは五燈から七燈までは三百

ワット以上は三百ワットを限度とする

前三項の割当基準容量はシオ受信機容量

を合算し、これを一定額電燈に同一

は以下同様

契約電燈数一燈以下は一燈に二キロワット

以上二燈以上は一燈に二キロワット時

但し、二キロワット時を最低限度とする

綜合電燈
電燈分は普通電燈の場合同様電氣機

器電氣機を除く分は契約容量一キロワット

一般地域の二五ワット

以上一五ワット

一般地域の七五ワット

以上一五ワット

一般地域同様

一般地域同様

一般地域同様

一般地域の二五ワット

以上一五ワット

一般地域の七五ワット

以上一五ワット

一般地域同様

一般地域同様

分は一般地域同

大口電燈 綜合電力 小口電力 定額電燈	綜合電燈	電燈分は、普通電燈の場合と同様、電気機器 の電動機分は、契約容量一キロワットにつき三十キロ ワット時、調理用及び湯沸用電熱器分は甲地 区及び乙地区並にに收容世帯毎の世帯人員へ 外食者を除く、の數により左の量を合計した量	電燈分は、右同様 電気機器の電動 機並に調理用 及び湯沸用電 熱器分は一般地 域と同様
甲地区 一人 二十キロワット時 二人以上 四十五キロワット時 乙地区 一人 十五キロワット時 二人以上 三十五キロワット時	綜合電燈の場合と同様 綜合電燈の場合と同様 契約容量一キロワットにつき三十キロワット時 總容量百ワット。但し、告示改正の時、取付 總容量百ワットを超えるときは、告示改正の時 の取付總容量	右と同様 右と同様 一般地域と同様 一般地域と同様	

一 表中の割当電力量は、一箇月の分とし、一契約毎に算定する。
 二 長時間点灯地域における表中の割当は、十一月一日から翌年三月三十一日までを限り、
 三 従量制総合電燈契約又は大口電燈契約若しくは総合電力契約(第三種需用の電
 氣使用者に限る)により電氣を供給する者は、当該機
 器の容量をその電氣を供給する電氣事業者(以下単に電氣事業者といふ)に届け
 出た機種の定格容量を契約容量とみなす。但し、機種の容量の単位が馬力のものは
 一馬力を一キロワットとみなす。

四

調理用及び湯沸用電熱器分の割当は左に掲げる甲地区及び乙地区における第三種
 需用甲類(一般住宅用)及び乙類(特殊住宅用)の電氣使用者(二十四時間ガスの供給
 を受ける者を除く)で従量制総合電燈契約、大口電燈契約又は総合電力契約を有
 する者でなければ、この小を受けることができない。
 (イ) 甲地区
 東京都 下二十三区及び各市場五縣 千葉縣 神奈川縣 愛知縣 京都

府 大阪府及び兵庫縣 下各市並に本地区に属するものとして高工局長の指
 定する地区。

(四)乙地区

九州地方以外の地域の各市(市)に掲げるものを除く)及び本地区に属するものとして高工局長の指定する地区

五

第三種需用甲類の従量制総合電燈契約、大口電燈契約又は総合電力契約による電気使用者に対する調理用及び湯沸用電熱器分の割当は二世帯以上同一契約により電気を使用する場合には、水を確認する証明書を添えた電気事業者者に対する申し出により、基準量に同居各世帯について基準量と同量を加算する。

六 第二種需用の従量制普通電燈以外の契約による電気使用者が、業務の性質上他の燃料によることができないので、作業用電熱器を常時使用するため割当電力量より難い場合には、電気事業者に対する申し出により、電熱器容量一キロワットにつき、五十キロワット時(割当電力量の算定基礎中に電熱器分の容量が算入している場合には、その分を基準量を控除する)を加算する。

七

第三種需用乙類(特殊住宅用)の電気使用者に対する、割当(電熱器以外の電熱器容量を除く)は收容世帯に關し、水を確認する証明書を添えた電気事業者に対する届け出に基いて、水を行う。

八

第三種需用甲類（一般住宅用）の電気使用者が二世帯（一世帯が八人以上の場合）は二世帯とみなす。以上同一契約により電氣を使用するため、又は又三種需用甲類（一般住宅用）及び乙類（特殊住宅用）の電氣使用者で中学校若しくは小・中・高と同等以上の学校へ学生、生徒があらため、割当量より難場合には、小を確認する。証明書を添えた電氣事業者に対する由一となり、申し出後半年間を限り左を加算する。

一般地域

長時間点燈地域

二世帯以上一帯増す毎に

十五キロワット時

十八キロワット時

(四) 学生、生徒二人まで

三人以上

中学校	高等学校	中学校	高等学校
三キロワット時	五キロワット時	四キロワット時	六キロワット時
五キロワット時	七キロワット時	六キロワット時	八キロワット時

九

第三種需用の電氣使用者が出産、葬儀、婚禮又は病人看護のため、割当電力量に難い場合は、小を確認する。証明書を添えた電氣事業者に対する申し出により、左を加算する。

備考

十

第三種需用又は第三種需用の電気使用者は、左に掲げる事由により割当電力量により難い場合には、その事由を明記し、電気事業者を經由して規定や九條第一項の規定による割当の変更を申し出る事ができる。

(イ) 湧水排出のため、長時間電動機を使用するとき

(ロ) 業務の性質又は建物の構造により、長時間点燈を必要とするとき

(ハ) その他特別の事情のため、割当以上の電気を使用しなげればならぬとき

- (イ) 出産 一回につき 五キロワット時
- (ロ) 葬儀 一回につき 三キロワット時
- (ハ) 婚禮 一回につき 三キロワット時
- (ニ) 病人看護 〇、五キロワット時に前日数を乗じたもの

表中長時間点燈地域とは、北海道、青森縣、秋田縣及び山形縣並に積雪が多いため長時間点燈を必要とする地方で、高圧局長が指定する地域をいう。

ニ表中契約種別及び細別は、その別を以てし、

(イ) 従量電燈とは積算電力計により、使用電力量を計量する装置のある電

燈需用、定額電燈とは積算電力計、施設のない電燈需用

(ロ) 普通電燈とは電燈のみを需用、綜合電燈とは電燈需用と容量五百ボルト

アンペア以上の電氣機器を併用するもの

(ハ) 大口電燈とは常時使用する電燈設備容量六キロワット以上の需用

(ニ) 綜合電力とは契約最大電力二十キロワット以上の電氣を同一の電氣方式及び電圧によ

り電燈と電動機、電熱器、その他の電氣機器とに常時共用する需用で、その

電燈設備が電氣使用全設備の二割以上八割以下のもの

(ホ) 小口電力とは、契約最大電力五十キロワット未満の電氣を常時電動機、電熱器

その他の電氣機器に使用する需用

別表(四) 第一種需用
 第一種需用

區分	第一種需用	第二種需用
甲類(イ)	削減率	削減率
甲類(ロ)	削減電力量の百分の十	削減電力量の百分の十
乙類	削減電力量の百分の二十	削減電力量の百分の二十
丙類	削減電力量の百分の三十	削減電力量の百分の三十

第二種需用及び第三種需用

區分	削減率
第一種需用	削減電力量の百分の二十
第二種需用	削減電力量の百分の二十

別表(五)

需用区 分	種 類			第一段	第二段	第三段
	甲類 (1)	乙類 (2)	丙類 (3)			
第一級	隔週 一日	隔週 一日	週 一日	週 一日	週 一日	週 一日
第二級	週 一日	週 一日	週 一日	週 一日	週 一日	週 一日
第三級	週 一日	週 一日	週 一日	週 一日	週 一日	週 一日

本表により指定される日において電気の供給又は使用を停止する時間は第一種需用については午前五時から午後十時まで、第二種及び第三種需用については午前七時から午後五時までを基準とする。